

半田市職員仕事改善活動実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員による仕事改善活動に関して、その必要な事項を定めることにより、もって市民サービスの向上を図るとともに、庁内業務に対する職員の改善意識の向上を図ることを目的とする。

(推進員の指名・選任)

第2条 市長は、職員の中から仕事改善活動推進員（以下「推進員」という。）を指名し、選任する。

(活動内容)

第3条 推進員は、事務局が指定するグループに所属し、グループ単位で仕事改善について調査研究及び討議を行い、その実現を目指すものとする。

2 各グループは、代表者1名を互選により選出し、代表者は自らが所属するグループ活動の適切な運営に努めるものとする。

3 各グループは、事務局が指定する期日までに仕事改善の対象とするテーマを決定するものとする。

4 各グループは、事務局から活動状況等の報告を求められたときは、速やかに仕事改善活動進捗状況報告書（様式第1）を事務局に提出しなければならない。

(活動結果の報告)

第4条 各グループは、事務局が指定する期日までに仕事改善活動結果報告書（様式第2）を事務局に提出しなければならない。

(審査会)

第5条 推進員による仕事改善活動の結果を審査するため、仕事改善活動審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、市長が招集し、副市長、教育長、総務部長及び部長等をもって構成する。

3 各グループは、仕事改善活動の結果を審査会で発表するものとする。

4 審査会は、各グループの発表内容を審査し、優秀グループを決定する。

(事務局)

第6条 この活動の事務局は、総務部総務課に置く。

2 事務局は、各グループの仕事改善活動の進捗状況を把握し、その活動が円滑に行われるよう支援する。

3 事務局は、各グループの活動結果のうち、有効な改善を全庁的に周知するものとする。
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、仕事改善活動の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

仕事改善活動進捗状況報告書

提出日	平成 年 月 日	班番号		代表者名	
-----	----------	-----	--	------	--

テーマ []
現在の進捗状況
現在の課題
今後の予定
(数値で記載するなど、できる限り具体的に記入すること。)

様式第2（第4条関係）

仕事改善活動結果報告書

提出日	平成 年 月 日	班番号		代表者名	
-----	----------	-----	--	------	--

テーマ []

改善の方法とその効果

課題等

（数値で記載するなど、できる限り具体的に記入すること。）